

香川県国民健康保険団体連合会の概要

令和7年4月1日現在

法人の名称

香川県国民健康保険団体連合会

代 表 者

理事長 有 福 哲 二 (香川県坂出市長)

所 在 地

〒760-0066

香川県高松市福岡町二丁目3番2号

香川県自治会館内

設立、人格及び名称

国民健康保険団体連合会(以下、国保連合会)は国民健康保険法第83条に基づき、会員である保険者(都道府県・市町村・国民健康保険組合)が共同でその目的を達成するため必要な事業を行うことを目的に設立された公法人で、設立にあたっては都道府県知事の認可を必要とし、全国47都道府県にそれぞれ設立されています。

- ・ 昭和15年10月 香川県国民健康保険組合連合会を設立
- ・ 昭和23年 7月 香川県国民健康保険団体連合会に改称

団体を構成する者

会員である保険者は、国民健康保険法第3条に規定された国民健康保険事業を行う香川県、県内の市町(8市9町)及び、国民健康保険組合(2組合)の20保険者です。

事務局の構成

職員数 70名 (うち正規職員 58名)

組 織 5課制

(総務課・保険者支援課・情報システム課・介護保険課・審査管理課)

事業の内容

本会が行っている主な事業は、診療報酬等の審査支払、介護給付費審査支払、保険者の事務処理に係る共同事業など次のとおりです。

1. 診療報酬等審査支払業務、後期高齢者医療診療報酬等審査支払業務

国保保険者及び後期高齢者医療広域連合が保険給付する保険医療機関等に対する診療(調剤)報酬等の費用を、審査・事務共助システム等を活用することにより適正かつ公平な審査と支払を行っています。

2. 介護保険審査支払関係業務等

介護サービス事業者から提出される介護給付費等の適正かつ公平な審査と支払を行っています。また、介護保険者等が行う事務の効率化及び軽減を図るため、介護保険者事務共同処理業務、介護給付適正化支援業務、介護サービス苦情処理業務を行っています。

3. 障害者総合支援法関係業務等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害介護給付費、障害児給付費等適正かつ公平な審査と支払を行っています。

4. 被保険者の健康の保持増進に関する事業

保険者(市町)が行う保険者努力支援制度に係る保健事業を効果的に行うため、データヘルス計画の評価・見直し等に関する支援、糖尿病等重症化予防に関する支援、特定健診・特定保健指導の実施率向上に関する支援、KDB(国保データベース)システムの活用による保健事業の実施に関する支援等を行っています。

5. 保険者事務共同処理事業

保険者が行う事務の効率化及び軽減を図るため、国保共同電算処理業務、保険者レセプト管理システム運用管理業務、特定健診等データ管理・共同処理事業、高額介護合算療養費支給額計算等処理業務、レセプト点検事務の支援を行っています。

6. 第三者行為(交通事故)請求事務

医療費適正化対策の一環として、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法に規定する第三者行為に係る損害賠償請求について、保険者等からの委託を受け、求償事務を行っています。

7. その他

国、都道府県市町村、法人その他の団体の委託を受けて行う保健医療及び福祉に関する業務

診療報酬請求書及び特定健康診査等に関する記録に係る情報、その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用促進に関する事務 等